

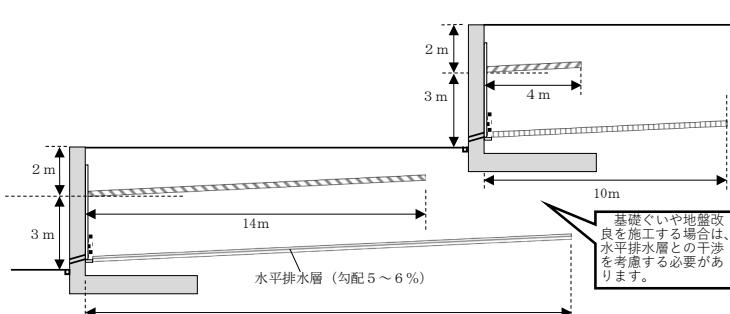
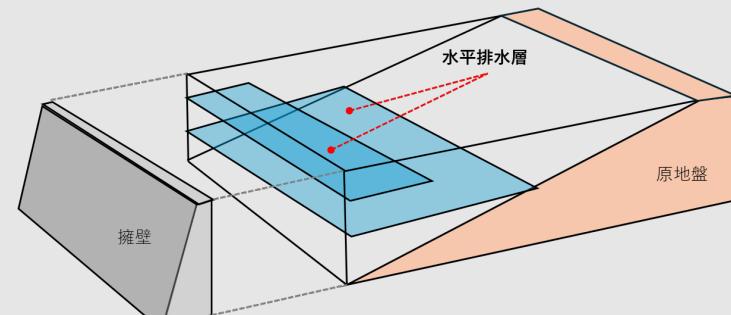
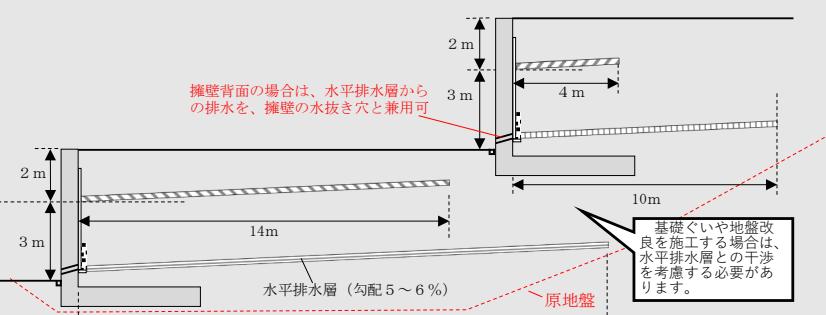
「盛土規制法の手引」 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

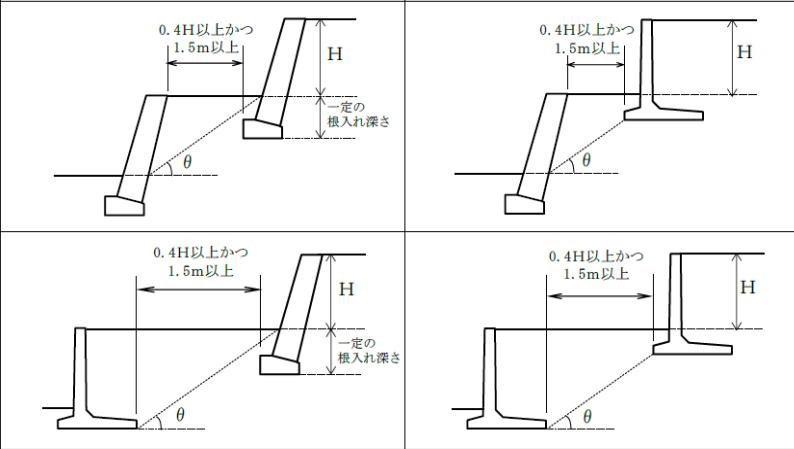
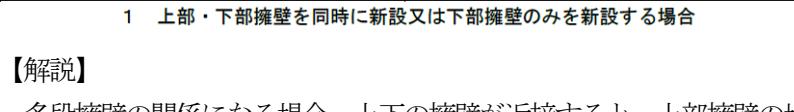
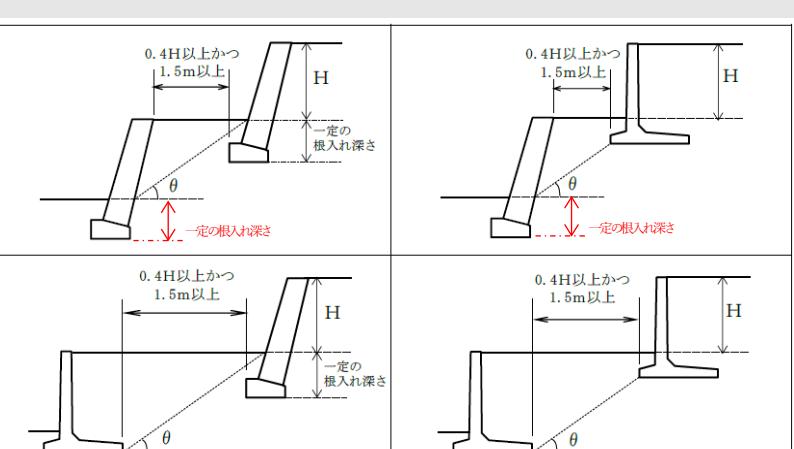
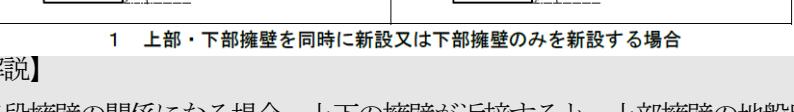
頁	現行	改定案	備 考									
制度編 -14	<p>◆盛土・切土の定義の明確化について</p> <p>制度編第2章1(25) 盛土・切土 「盛土」又は「切土」とは、<u>土砂又は岩石</u>を盛土又は切土することをいい、政令第3条各号に掲げる（土地の形質の変更に該当する）盛土又は切土のみではなく、その規模によらず全ての盛土又は切土をいいます。</p>	<p>制度編第2章1(25) 盛土・切土 「盛土」又は「切土」とは、<u>土砂又は岩石その他の材料により</u>盛土又は切土すること（<u>アスファルト合材による舗装、コンクリート又はモルタルによる舗装、土間コンクリート等の部分を除く。</u>）をいい、政令第3条各号に掲げる（土地の形質の変更に該当する）盛土又は切土のみではなく、その規模によらず全ての盛土又は切土をいいます。</p> <p><u>(施行期日) この基準は、令和8年10月1日から適用する。</u></p>	盛土・切土の定義の明確化の為。									
手続編 -20	<p>◆添付する証明書類等の修正を要する場合の取扱い追記</p> <p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準） ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。</p>	<p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準） ※ 次の表の証明書類等は、原本（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。<u>なお、施行同意証明書の誤字等、証明書類等の記載事項に修正を要する場合には、当該証明書類等の作成主体による訂正印が必要です。</u></p>	施行同意証明書の修正方法について、明示する為。									
手続編 -21	<p>◆工事主の資力及び信用に係る書類について、手引上の記載を修正</p> <p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）</p> <table border="1"> <tr> <td>工事主の資力及び信用</td> <td>1~12(略)</td> <td>1~12(略)</td> </tr> <tr> <td>13 その他の市長が必要と認める書類</td> <td> <p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 <p>(略)</p> </td> <td> <p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）</p> <table border="1"> <tr> <td>工事主の資力及び信用</td> <td>1~12(略)</td> </tr> <tr> <td>13 その他の市長が必要と認める書類</td> <td> <p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	工事主の資力及び信用	1~12(略)	1~12(略)	13 その他の市長が必要と認める書類	<p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 <p>(略)</p>	<p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）</p> <table border="1"> <tr> <td>工事主の資力及び信用</td> <td>1~12(略)</td> </tr> <tr> <td>13 その他の市長が必要と認める書類</td> <td> <p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	工事主の資力及び信用	1~12(略)	13 その他の市長が必要と認める書類	<p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>(略)</p>	運用の明確化のため
工事主の資力及び信用	1~12(略)	1~12(略)										
13 その他の市長が必要と認める書類	<p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 <p>(略)</p>	<p>手続編第1章8(2) 許可申請に必要な書類（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合）（審査基準）</p> <table border="1"> <tr> <td>工事主の資力及び信用</td> <td>1~12(略)</td> </tr> <tr> <td>13 その他の市長が必要と認める書類</td> <td> <p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	工事主の資力及び信用	1~12(略)	13 その他の市長が必要と認める書類	<p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>(略)</p>						
工事主の資力及び信用	1~12(略)											
13 その他の市長が必要と認める書類	<p>金融機関が発行する工事主の預金残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。（自己資金で申請に係る工事を施行しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。） ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>金融機関等が発行する工事主への融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出が必要です。 ・ 融資元が金融機関でない場合は、融資元の実印の押印が必要です。 ・ <u>真正性及び原本性確保の観点から、発行主体を問わず、直接の押印がされている紙媒体に限ります。</u> <p>(略)</p>											

頁	現行				改定案				備考	
	工事施行者の工事施行能力	14 (略)	15 <u>工事施行者の法人の登記事項証明書</u>	16 <u>建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明(確認)書の原本</u>	17 <u>国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</u>	14 (略)	15 <u>国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施行者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</u>	16 <u>・原則として「土木工事業」の許可を受けている必要があります。</u> <u>・更新等により、最新の情報が未反映の場合は、建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明(確認)書の原本の提出が必要です。</u>		
手続編 -73～ 74		18 (略) ～ 41				16 ～ 39	(略)			
		◆工事施行者の工事施行能力に関する書類について、手引上の記載を修正								
		(1) 工事主の資力及び信用に係る取扱い (審査基準)				(1) 工事主の資力及び信用に係る取扱い (審査基準)				
		法の許可の基準のうち法第12条第2項第2号に掲げる「工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。」とは、工事主が次の全てに該当することをいうものと取り扱います。				法の許可の基準のうち法第12条第2項第2号に掲げる「工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。」とは、工事主が次の全てに該当することをいうものと取り扱います。				
		ア 工事主が (略)				ア 資力				
		イ 工事主が、アの資金計画に必要な資力を有していることが、次に掲げる書類により確認できること。				(ア) 工事主が (略)				
(ア) 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 (成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施工する場合)				(イ) 工事主が、(ア)の資金計画に必要な資力を有していることが、次に掲げる書類により確認できること。						
※ 自己資金で申請に係る工事を施工しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。				(ア) 金融機関が発行する工事主の預金残高証明書 (成立1年未満の法人の場合又は自己資金で申請に係る工事を施工する場合)						
(イ) 金融機関等が発行する工事主への融資証明書であって、次に掲げる事項が明示されたもの (借入金で申請に係る工事を施工する場合)				※ 自己資金で申請に係る工事を施工しない場合であっても、成立1年未満の法人の場合は、提出が必要です。						
a 申請に係る工事の資金であること				(ア) 金融機関等が発行する工事主への融資証明書であって、次に掲げる事項が明示されたもの (借入金で申請に係る工事を施工する場合)						
b 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番				(ア) 申請に係る工事の資金であること						
c 融資時期 (申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。)				(ア) 申請に係る工事施行区域の所在地及び地番						
(ウ) 融資元の印鑑証明書及び預金残高証明書 (借入金で申請に係る工事を施工する場合であって、融資元が金融機関でないとき。)				(ア) 融資時期 (申請に係る工事の着手までに融資が開始されるものであること。)						
(エ) 工事主が法人の場合にあっては、ウの納税証明書 (その1) に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書 (決算報告書)。ただし、成立1年未満の法人の場合にあっては、設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料。				(ア) 融資元の印鑑証明書及び預金残高証明書 (借入金で申請に係る工事を施工する場合であって、融資元が金融機関でないとき。)						
ウ 工事主が、所得税又は法人税等を滞納していないこと。 (略)				イ 信用						
エ 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。 (略)				(ア) 工事主が法人の場合にあっては、事業活動の実態を有することが、次に掲げる書類により確認できること。						
				(ア) 法人の登記事項証明書						
				(ア) 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し、運転免許証の写し、運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。) の写し、在留證明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し						
				(ア) (イ)の納税証明書 (その1) に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書 (決算報告書)						
				※ 成立1年未満の法人の場合にあっては、設立から最新月までの法人税申告のための基礎資料とします。						
				(ア) 工事主が、所得税又は法人税等を滞納していないこと。 (略)						
				(ア) 工事主が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。 (略)						
記載の整理										

頁	現行	改定案	備考																																																																				
手続編 -75	<p>◆住民票の写し、個人番号カードの写し等の取扱いを追記</p> <p>イ 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの取扱い（省令第7条第1項第7号、同項第8号口、同条第2項第5号及び同項第6号口）</p> <p>住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）又は個人番号カードの写しに類するものとは、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しと<u>取り扱います。</u></p> <p><u>ただし、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、当該印鑑証明書を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱います。</u></p> <p>※ 市細則第11条第5項の規定により、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとします。</p> <p><u>※ 申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できない場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの提出が必要です</u></p>	<p>イ 住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものの取扱い（省令第7条第1項第7号、同項第8号口、同条第2項第5号及び同項第6号口）</p> <p>住民票の写し（申請時から3か月前の日以後に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの。）又は個人番号カードの写しに類するものとは、運転免許証の写し、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）の写し、在留証明、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しとし、これにより、工事主（法人の場合は前記アの役員）の氏名、住所及び生年月日を証することができるものとします。</p> <p><u>ただし、工事主が個人の場合、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者については、当該印鑑証明書を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱います。</u></p> <p><u>なお、例外として、次の場合には、当該書類を住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものと取り扱うことができます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の印鑑証明書及び登記事項証明書（工事主が法人の場合のみ） <p><u>法人の印鑑証明書と登記事項証明書の「会社法人等番号」が同一であり、かつ、許可申請書の「工事主」欄に記載された役員が当該法人の印鑑証明書と登記事項証明書のいずれにも明記され、登記事項証明書に当該役員個人の住所が明記されている場合。</u></p> <p><u>なお、法人の登記事項証明書は、当該法人の代表者事項証明書で代えることもできます。</u></p> <p>※ 市細則第11条第5項の規定により、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとします。</p> <p><u>※ 法人の登記事項証明書等について、代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合には、当該役員個人の住所は表示されません。この場合には、当該役員個人の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの提出が必要です。</u></p> <p><u>※ 申請者が個人の場合で、申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できない場合は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものを添付することとする。</u></p>	運用の効率化のため																																																																				
手続編 -77	<p>◆工事の内容に応じて必要となる建設業許可の取扱いを変更</p> <p>表：工事の種類と建設業法の建設業の種類 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の内容</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> <td>土木工事業 又は とび・土工工事業</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>崖面崩壊防止施設に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗渠排水工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基盤排水層・水平排水層に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のり面保護工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水施設に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間知石練積み造擁壁に係る工事</td> <td>土木工事業 又は 石工事業</td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下車庫の建築工事</td> <td>土木工事業、とび・土工工事業 又は建築工事業</td> </tr> <tr> <td>崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事</td> <td>建築工事業</td> </tr> </tbody> </table>	工事の内容	建設業の種類	鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業	無筋コンクリート造の擁壁に係る工事		大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事		崖面崩壊防止施設に係る工事		地盤改良工事		杭工事		盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）		暗渠排水工		基盤排水層・水平排水層に係る工事		のり面保護工		排水施設に係る工事		間知石練積み造擁壁に係る工事	土木工事業 又は 石工事業	大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事		<u>補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事</u>		地下車庫の建築工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は建築工事業	崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業	<p>表：工事の種類と建設業法の建設業の種類 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の内容</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> <td>土木工事業 又は とび・土工工事業</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート造の擁壁に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>崖面崩壊防止施設に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地盤改良工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗渠排水工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基盤排水層・水平排水層に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のり面保護工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水施設に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間知石練積み造擁壁に係る工事</td> <td>土木工事業 又は 石工事業</td> </tr> <tr> <td>大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下車庫の建築工事</td> <td>土木工事業、とび・土工工事業 又は建築工事業</td> </tr> <tr> <td>崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事</td> <td>建築工事業</td> </tr> <tr> <td><u>道路工事</u></td> <td><u>土木工事業又は 補装工事業</u></td> </tr> </tbody> </table>	工事の内容	建設業の種類	鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業	無筋コンクリート造の擁壁に係る工事		大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事		崖面崩壊防止施設に係る工事		地盤改良工事		杭工事		盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）		暗渠排水工		基盤排水層・水平排水層に係る工事		のり面保護工		排水施設に係る工事		間知石練積み造擁壁に係る工事	土木工事業 又は 石工事業	大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事		地下車庫の建築工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は建築工事業	崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業	<u>道路工事</u>	<u>土木工事業又は 補装工事業</u>	<p>補強コンクリートブロック造擁壁は、技術的基準に基づいた審査の対象とならないため削除します。</p> <p>道路工事を行う場合に必要な建設業許可の種類を追加します。</p>
工事の内容	建設業の種類																																																																						
鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業																																																																						
無筋コンクリート造の擁壁に係る工事																																																																							
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事																																																																							
崖面崩壊防止施設に係る工事																																																																							
地盤改良工事																																																																							
杭工事																																																																							
盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）																																																																							
暗渠排水工																																																																							
基盤排水層・水平排水層に係る工事																																																																							
のり面保護工																																																																							
排水施設に係る工事																																																																							
間知石練積み造擁壁に係る工事	土木工事業 又は 石工事業																																																																						
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事																																																																							
<u>補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事</u>																																																																							
地下車庫の建築工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は建築工事業																																																																						
崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業																																																																						
工事の内容	建設業の種類																																																																						
鉄筋コンクリート造の擁壁に係る工事	土木工事業 又は とび・土工工事業																																																																						
無筋コンクリート造の擁壁に係る工事																																																																							
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事																																																																							
崖面崩壊防止施設に係る工事																																																																							
地盤改良工事																																																																							
杭工事																																																																							
盛土又は切土に係る工事（のり面に係る工事を含む。）																																																																							
暗渠排水工																																																																							
基盤排水層・水平排水層に係る工事																																																																							
のり面保護工																																																																							
排水施設に係る工事																																																																							
間知石練積み造擁壁に係る工事	土木工事業 又は 石工事業																																																																						
大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁に係る工事																																																																							
地下車庫の建築工事	土木工事業、とび・土工工事業 又は建築工事業																																																																						
崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	建築工事業																																																																						
<u>道路工事</u>	<u>土木工事業又は 補装工事業</u>																																																																						

頁	現行	改定案	備考						
手続編 -77	<p>◆工事施工者の工事施工能力の審査における判断の基準を変更</p> <p>手続編第2章4(1)イ 申請に係る工事と同等の規模以上の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績を有すること。</p> <p>※ 「申請に係る工事と同等の規模以上」とは、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事における<u>盛土及び切土をした土地の面積</u>が、申請に係る<u>盛土及び切土をする土地の面積</u>と同程度以上であることをいいます。</p>	<p>手続編第2章4(1)イ 申請に係る工事と同等の規模以上の宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事を施行し、完了させた実績を有すること。</p> <p>※ 「申請に係る工事と同等の規模以上」とは、申請に係る工事が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合にあっては実績を有する宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は開発行為に関する工事における<u>区域面積</u>が、申請に係る<u>区域面積</u>と同程度以上であることをいいます。</p>	手続の効率化のため						
手続編 -79	<p>◆工事施工者の建設業の許可を証するものとして求める書類を変更</p> <p>ア 建設業の許可を証する書類の取扱い</p> <p>市細則第11条第8項第5号並びに同条第10項第5号に規定する「建設業の許可を証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものと取り扱います。</p> <p>(ア) <u>建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明（確認）書の原本</u> <u>※ 前号アのとおり、原則として「土木工事業」の許可に係るものを提出してください。</u></p> <p>(イ) <u>国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施工者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</u> <u>※ 上記(ア)の建設業許可証明（確認）書の原本を提出している場合は、提出は不要です。</u></p> <p><u>※ 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムのWEBアドレス</u> https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/</p>	<p>ア 建設業の許可を証する書類の取扱い</p> <p>市細則第11条第8項第5号並びに同条第10項第5号に規定する「建設業の許可を証する書類」とは、次に掲げる書類をいうものと取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにおいて申請に係る工事施工者について建設業者の詳細情報を印刷したもの</u> <p><u>※ 国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムのWEBアドレス</u> https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/</p> <p><u>※ 原則として「土木工事業」の許可を受けている必要があります。</u></p>	手続の効率化のため						
資料編 -90	<p>(以下、第14号様式 第2面の抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100px; height: 100px; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">盛切土面積</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(区域面積)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">m^2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(m^3)</td> </tr> </table>	盛切土面積	(区域面積)	m^2	(m^3)	<p>(以下、第14号様式 第2面の抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100px; height: 100px; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">区域面積</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">m^2</td> </tr> </table>	区域面積	m^2	手続の効率化のため
盛切土面積									
(区域面積)									
m^2									
(m^3)									
区域面積									
m^2									
手続編 -80	<p>◆同意が必要なものの取扱いを追記</p> <p>手続編第2章5(1)同意が必要な者の取扱い(法第12条第2項第4号)(審査基準)</p> <p>法の許可の基準のうち法第12条第2項第4号中の「当該宅地造成等に関する工事(中略)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」とは、申請に係る工事施工区域内の土地について、所有権、地上権、永小作権、地役権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者と取り扱います。</p>	<p>手続編第2章5(1)同意が必要な者の取扱い(法第12条第2項第4号)(審査基準)</p> <p>法の許可の基準のうち法第12条第2項第4号中の「当該宅地造成等に関する工事(中略)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者」とは、申請に係る工事施工区域内の土地について、所有権、地上権、地役権、永小作権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借による権利及び採石権を有する者と取り扱います。</p> <p><u>なお、盛土規制法の場合、抵当権、根抵当権等については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。</u></p>	運用の明確化のため						
設計編 -20	<p>◆水平排水層の取扱いの明確化について</p> <p>設計編第2章第2節4 盛土の排水施設等</p> <p>【解説】</p> <p>(2) 水平排水層</p> <p>盛土の安定並びに盛土のり面の侵食及び表層滑りを防止し、盛土内の含水比を低下させるため、盛土の高さが5メートルを超える場合は、一定の高さごとに水平排水層を設置しなければなりません。(盛土を擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により盛土を覆う場合であっても、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留を含まない滑り面による安全性を向上させるため、水平排水層の設置が必要です。)</p> <p>(略)</p>	<p>設計編第2章第2節4 盛土の排水施設等</p> <p>【解説】</p> <p>(2) 水平排水層</p> <p>盛土の安定並びに盛土のり面の侵食及び表層滑りを防止し、盛土内の含水比を低下させるため、盛土の高さが5メートルを超える場合は、一定の高さごとに水平排水層を<u>面的に</u>設置しなければなりません。(盛土を擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留により盛土を覆う場合であっても、擁壁、崖面崩壊防止施設又は土留を含まない滑り面による安全性を向上させるため、水平排水層の設置が必要です。)</p> <p><u>なお、一連の盛土の中間部分の擁壁等で盛土が上下に分断される場合は、それぞれの盛土の高さで水平排水層の設置要否を判断します。</u></p> <p>(略)</p>	運用の明確化のため						

頁	現行	改定案	備考
	<p>盛土覆う擁壁の場合（関東ローム等の保水性の高い土質の場合）の例 図：水平排水層の設置例</p> 	<p>設置イメージ</p>  <p>断面図</p>  <p>盛土覆う擁壁の場合（関東ローム等の保水性の高い土質の場合）の例 図：水平排水層の設置例</p>	
設計編 -36	<p>◆排水施設の勾配及び断面積に関する「到達時間」の取扱いを追記</p> <p>設計編第2章第3節4排水施設の勾配及び断面積</p> <p>(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>I : 流達時間内の降雨強度 (mm/hr)</p> <p>t : 流達時間 (min)</p> <p>$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$</p> <p>$t_e$: 流入時間 (5分)</p> <p>L_i : 管渠又は開渠の延長 (m)</p> <p>V_i : 設計流速 (m/sec)</p>	<p>設計編第2章第3節4排水施設の勾配及び断面積</p> <p>(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>I : 流達時間内の降雨強度 (mm/hr)</p> <p>t : 流達時間 (min)</p> <p>$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$</p> <p>$t_e$: 流入時間 (5分)</p> <p>L_i : 管渠又は開渠の延長 (m)</p> <p>V_i : 設計流速 (m/sec)</p> <p>なお、排水面積1,500 m²未満の流達時間 (t) は原則5分とする。</p>	運用の明確化のため。
設計編 -36	<p>◆地表水の流末処理に関する記載を修正</p> <p>設計編第2章第3節5地表水の流末処理</p> <p>なお、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第5号又は第6号の規定等により雨水浸透施設を設置した場合であっても、この規定を適用し、流末を浸透のみとすることはできません。</p> <p>また、その放流先となる公共下水道又は河川等の管理者と<u>処理容量</u>について協議しなければなりません。</p>	<p>設計編第2章第3節5地表水の流末処理</p> <p>なお、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第5号又は第6号の規定等により雨水浸透施設を設置した場合であっても、この規定を適用し、流末を浸透のみとすることはできません。</p> <p>放流先となる公共下水道又は河川等の管理者と<u>接続</u>について協議しなければなりません。</p>	文言の整理
設計編 -40	<p>◆再生材に関する取扱いを追記・修正</p> <p>5 拥壁の水抜穴及び透水層 【解説】</p> <p>(2) 透水層は、擁壁の地上部分の背面全面に設けることとします。透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。</p> <p>「砂利等」を透水層とする場合は、背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、厚さを300mm以上確保することと</p>	<p>5 拥壁の水抜穴及び透水層 【解説】</p> <p>(2) 透水層は、擁壁の地上部分の背面全面に設けることとします。透水層の材料として、「砂利等」のほか、特性に応じた適切な使用方法による場合には、石油系素材を用いた「透水マット」も使用できることとします。</p> <p>「砂利等」を透水層とする場合は、背面土圧の軽減及び有効排水の観点から、厚さを300mm以上確保することと</p>	運用の明確化のため。

頁	現行	改定案	備考
	します。透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、クラッシャラン又は粒度調整碎石によることとし、 <u>再生材は使用できません。</u>	します。透水層に用いる「砂利等」は、純粋な砂利、砂、クラッシャラン又は粒度調整碎石によることとします。 なお、再生材は水と反応して固化し、目詰まりを起こすおそれがあるため使用できません。	
設計編 -43	◆再生材に関する取扱いを追記・修正 7 擁壁の基礎及び地盤改良等 【解説】 (2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、碎石等を敷設し、十分に転圧し、その後に捨てコンクリートを敷設することとします。 なお、コンクリート破碎材等で構成される <u>再生クラッシャラン</u> であっても、強度及び耐久性について信用性のある粒度調整碎石（RM-40 等）であれば、使用してもよいこととします。	7 擁壁の基礎及び地盤改良等 【解説】 (2) 擁壁の基礎と基礎地盤の間には、擁壁の基礎の鉛直荷重を均等に地盤に伝え、基礎の不同沈下による擁壁の転倒を防止するため、碎石等を敷設し、十分に転圧し、その後に捨てコンクリートを敷設することとします。 なお、コンクリート破碎材等で構成される <u>再生材</u> であっても、強度及び耐久性について信用性のある粒度調整碎石（RM-40 等）であれば、使用してもよいこととします。	文言の整理。
設計編 -48	◆多段擁壁の取扱いを追記 11 多段擁壁 【審査基準】 上下に近接する擁壁の配置は、次の図によること。 (中略)   1 上部・下部擁壁を同時に新設又は下部擁壁のみを新設する場合	11 多段擁壁 【審査基準】 上下に近接する擁壁の配置は、次の図によること。 (中略)   1 上部・下部擁壁を同時に新設又は下部擁壁のみを新設する場合	運用の明確化のため。
	【解説】 多段擁壁の関係になる場合、上下の擁壁が近接すると、上部擁壁の地盤反力及び水平力等による外力が下部擁壁の設計荷重に影響するおそれがあります。このような理由から、上図のとおり、上部擁壁と下部擁壁の離隔は十分に確保しなければなりません。 ※ 練積み造擁壁の場合は、一定の根入れ深さを考慮しています。これは、練積み造擁壁は、全面の土圧を考慮した構造であると考えられ、根入れ深さの部分には、前面の地盤に水平力が作用する可能性があるためです。	【解説】 多段擁壁の関係になる場合、上下の擁壁が近接すると、上部擁壁の地盤反力及び水平力等による外力が下部擁壁の設計荷重に影響するおそれがあります。このような理由から、上図のとおり、上部擁壁と下部擁壁の離隔は十分に確保しなければなりません。 ※ 練積み造擁壁の場合は、一定の根入れ深さを考慮しています。これは、練積み造擁壁は、全面の土圧を考慮した構造であると考えられ、根入れ深さの部分には、前面の地盤に水平力が作用する可能性があるためです。	
設計編 -75	◆再生材に関する取扱いを追記・修正 3 練積み造擁壁の使用材料 【解説】 (4) 練積み造擁壁の裏込め碎石は、 <u>単に透水層の役割を果たすだけでなく、胴入れ及び裏込めコンクリートと一体となって、背面からの土圧を分散し、壁体全体の安全性を補う役割も担っています。そのため、再生材とすることはできません。</u>	3 練積み造擁壁の使用材料 【解説】 (4) 練積み造擁壁の裏込め碎石は、透水層の役割を果たすため、 <u>水と反応して固化し、目詰まりを起こすおそれがある、再生材を使用することはできません。</u>	運用の明確化のため。
施工編 -8	◆再生材に関する取扱いを追記・修正 2 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁工事 (6) 下段の組積みが安定しないうちに積み上げると擁壁の前面がせり出すおそれがあるため、少なくとも3~4時間は振動や衝撃を与えないよう施工してください（1日の施工積高は、季節によるコンクリートの乾燥時間や作業時間の違い及びコンクリートのスランプにもよりますが、夏季は2~3段、冬季は1~2段が適当です。）。また、延長方向の積み継ぎ面は、空隙を生じないよう階段状に積み終え、次の段を施工する際にコンクリートの付着を妨	2 間知石又は間知ブロック練積み造擁壁工事 (6) 下段の組積みが安定しないうちに積み上げると擁壁の前面がせり出すおそれがあるため、少なくとも3~4時間は振動や衝撃を与えないよう施工してください（1日の施工積高は、季節によるコンクリートの乾燥時間や作業時間の違い及びコンクリートのスランプにもよりますが、夏季は2~3段、冬季は1~2段が適当です。）。また、延長方向の積み継ぎ面は、空隙を生じないよう階段状に積み終え、次の段を施工する際にコンクリートの付着を妨	

頁	現行	改定案	備考
	<p>げるごみ等を除去してください。</p> <p>擁壁背面の施工は、擁壁の後方への倒れこみがないよう、コンクリートが安定したのち速やかに施工するものとし、雨水、地下水等の浸透を防ぐために十分に締め固めを行なわなければなりません。また、埋戻し土が裏込めの中に混入しないよう十分に注意し、裏込め砕石（<u>再生クラッシャン</u>は不可）は、沈降等が生じて擁壁の背面が倒れたり破壊したりしないよう十分に締め固めてください。</p>	<p>げるごみ等を除去してください。</p> <p>擁壁背面の施工は、擁壁の後方への倒れこみがないよう、コンクリートが安定したのち速やかに施工するものとし、雨水、地下水等の浸透を防ぐために十分に締め固めを行なわなければなりません。また、埋戻し土が裏込めの中に混入しないよう十分に注意し、裏込め砕石（<u>再生材</u>は不可）は、沈降等が生じて擁壁の背面が倒れたり破壊したりしないよう十分に締め固めてください。</p>	運用の明確化のため。
施工編 -10	<p>◆RC造擁壁に用いるコンクリートの強度の取扱いの明確化について</p> <p>3 鉄筋コンクリート造擁壁工事</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造擁壁のコンクリート工事については、政令第11条の規定により、建築基準法施行令第72条（コンクリートの材料）、第74条（コンクリートの強度）、第75条（コンクリートの養生）を準用することとされています。</p> <p>（略）</p> <p>コンクリートの圧縮強度試験には、「工場による調合強度管理のための試験」と「第三者機関による構造体（現場採取）コンクリートの強度を検査するための試験」がありますが、横浜市では、「工場による調合強度管理のための試験」の結果を以ってコンクリートの強度を確認することとし、運用上は、生コン受入時の納入伝票（出荷証明）に記載の「呼び強度」により、「<u>設計書に記載されている強度以上</u>」であることを確認することとします。</p>	<p>3 鉄筋コンクリート造擁壁工事</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造擁壁のコンクリート工事については、政令第11条の規定により、建築基準法施行令第72条（コンクリートの材料）、第74条（コンクリートの強度）、第75条（コンクリートの養生）を準用することとされています。</p> <p>（略）</p> <p>コンクリートの圧縮強度試験には、「工場による調合強度管理のための試験」と「第三者機関による構造体（現場採取）コンクリートの強度を検査するための試験」がありますが、横浜市では、「工場による調合強度管理のための試験」の結果を以ってコンクリートの強度を確認することとし、運用上は、生コン受入時の納入伝票（出荷証明）に記載の「呼び強度」により、「<u>設計基準強度に構造体強度補正値を加算した強度以上</u>」であることを確認することとします。</p>	運用の明確化のため。